

す。例えば、海外発生期は平常態勢で情報収集を行い、国内発生早期では警戒態勢を敷いて人事部門や総務部門が協力して対応を行ったり、さらに国内で蔓延した段階である国内感染期では対策本部態勢を敷いて全社的な対応を行う、などが挙げられるでしょう。

次に「感染予防策」については、具体的にはマスク着用やアルコール消毒液の設置などのほか、出張可否や在宅勤務の実施、職場での従業員同士の対人距離の保持ルール(2mルール)などが挙げられます。これら感染予防策について、自社が実施すべきものを洗い出すとともに「どの段階で行うか」を検討します。

最後に「事業継続策」についてです。企業が存続するためには、感染症蔓延時であっても全ての業務を停止することはできず、重要な業務については継続しなければなりません。そのため、蔓延時であっても継続すべき業務(重要業務)を定めるとともに、その他の業務については、感染予防や社会的責任の観点から、感染が拡大するにつれて停止する(または在宅で実施可能であれば在宅で実施する)という考え方のもとに整理することをお勧めします。

表1. 感染症BCPの整理例

対応項目		時間軸	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
基本方針			・情報収集	・感染予防対応の本格実施	・事業継続対応の本格実施	・対応の段階的縮小
i. 対応態勢	組織態勢		情報収集	警戒態勢	対策本部態勢	—
ii. 感染予防策	マスク着用		準備対応	実施	実施	—
	アルコール消毒液の設置		準備対応	実施	実施	—
	出張可否		—	可	否	—
	在宅勤務		準備対応	実施(在宅50%)	実施(在宅70%)	—
	対人距離の保持		準備対応	実施	実施	—
	...		...	...	...	...
iii. 事業継続策	業務の前倒し遂行		前倒し実施	前倒し実施	—	—
	重要業務の継続		継続	継続	継続	継続
	重要業務以外の業務		継続	縮小(or在宅)	停止(or在宅)	—

(4) おわりに

今回の新型コロナウイルス感染症で明らかになったのは、政府が企業へ要請する内容や、社会・世間が企業に期待すること、従業員が企業に期待することは、収束までのあいだに大きく変化する、ということです。政府や社会・世間の同行を踏まえつつ、従業員の感染予防策や企業の社会的責任の遂行、自社存続のための事業継続策のバランスを取りつつ、柔軟に対応していくことが求められています。感染症BCPはその際の一つのよりどころになるものであり、是非、取組みを進めて頂きたいと思います。

※ 感染症BCPに関するさまざまなご相談をお受けしております。
 三井住友海上火災保険山形支社までお問合せください。
 【連絡先】三井住友海上火災保険株式会社山形支店山形支社
 電話番号:023-624-1835 担当:村上(むらかみ)